

市役所の仕事を知らう!

課題検討型インターンシップの募集

時 8月22日(水) ●午前10時 ●午後1時
●午後3時15分(3回実施)
場 田無庁舎5階
対 大学3年生、大学院1年生、短大・
専門学校1年生
定 各回30人(申込順)

申 8月10日(金)(消印有効)までに、往復はがきに住所・氏名・年齢・電話番号・在籍校(学部)・学年・希望開始時間(第1希望・第2希望)を〒188-8666市役所職員課へ
▶職員課 田 042-460-9813



文化芸術振興推進委員会市民委員

内 文化芸術振興計画の策定や計画事業の推進および評価
対・定 在住・在勤・在学で18歳以上の方・2人
※ほかの審議会委員などとの兼任不可
任 9月から平成32年7月末日まで
会 1年度あたり6回程度

謝 1回2,000円
申 8月15日(水)(必着)までに、作文「わたしが考える文化芸術の香りあふれるまち」(800字程度)に住所・氏名・生年月日・電話番号を〒202-8555市役所文化振興課へ郵送・メール・持参(保谷庁舎3階) ※詳細は市 田 へ
▶文化振興課 田 042-438-4040
✉bunka@city.nishitokyo.lg.jp

庁舎統合に関するお知らせ

意見交換会を実施します

平成28年12月に決定した「庁舎統合方針」に基づき、老朽化や耐震対応に課題がある保谷庁舎は平成32年度までに取り壊し、保谷庁舎の部署を移転させるため、田無庁舎市民広場への仮庁舎整備など、暫定的な対応方策の取組を進めています。

平成45年度までの庁舎統合の実現に向けては、全市的な議論を踏まえて検討していく必要があるため、その取組の一つとして、庁舎統合に関する情報提供や意見交換を実施します。

ご都合のよい会場に、ぜひお越しください。

内 庁舎統合に関する情報提供・意見交換・アンケートの実施

地域	日程	時間	場所
北東部	8月10日(金)	午後6時30分～8時	保谷駅前公民館
	12日(日)	4時～5時30分	
中部	9日(水)	6時30分～8時	住吉会館ルピナス
	12日(日)	1時30分～3時	
西部	17日(金)	6時30分～8時	緑町地区会館
	19日(日)	1時30分～3時	
南部	16日(水)	6時30分～8時	向台地区会館
	19日(日)	4時～5時30分	

※仮庁舎建築計画および田無庁舎市民広場の解体工事の概要については、今後説明会の開催を予定しています。詳細は、改めてお知らせします。

▶企画政策課 田 042-460-9800 ▶管財課 田 042-460-9812

審議会など

行財政改革推進委員会

時 8月8日(水)午前9時
場 田無庁舎3階
内・定 事務事業評価・5人

総合計画策定審議会

時 8月10日(金)午前9時30分
場 田無庁舎3階
内・定 後期基本計画(案)中間答申ほか・5人
▶企画政策課 田 042-460-9800

都市計画審議会

時 8月8日(水)午前9時30分
場 保谷庁舎別棟
内・定 西東京都市計画生産緑地地区の変更予定案件など・10人
▶都市計画課 保 042-438-4050

農業振興計画推進委員会

時 8月8日(水)午前10時～正午
場 保谷庁舎2階
内・定 第2次西東京市農業振興計画中間見直しなど・5人
▶産業振興課 保 042-438-4044

緑化審議会

時 8月8日(水)午後1時
場 田無庁舎3階
内・定 下保谷四丁目特別緑地保全地区

の保全・活用など・5人
※当日、現地視察後会議開始。傍聴は会議のみ
▶みどり公園課 田 042-438-4045

子ども子育て審議会

時 8月21日(火)午後2時
場 イングビル
内・定 保育所入所基準など・8人
子ども子育て審議会児童館等再編成専門部会
時 8月29日(水)午後7時
場 イングビル
内・定 児童館の再編成など・8人
▶子育て支援課 田 042-460-9841

地域福祉計画策定・普及推進委員会

時 8月21日(火)午後7時
場 保谷庁舎1階
内・定 第4期地域福祉計画など・5人
▶生活福祉課 保 042-438-4024

環境審議会

時 8月22日(水)午後6時
場 田無庁舎3階
内・定 第2次環境基本計画後期計画等の策定など・5人
▶環境保全課 田 042-438-4042

パブリックコメント

寄せられた意見の概要や市の検討結果をお知らせします

下記の一覧表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。全文は、情報公開コーナー(両庁舎1階)・市 田 でご覧になれます。

事案名 (仮称)西東京市子ども条例要綱 (仮称)西東京市子ども条例に盛り込む内容について
▶子育て支援課 田 042-460-9841

【公表日】8月1日 【募集期間】6月18日～7月17日 【意見件数】57件(22人)

お寄せいただいた主な意見	検討結果
担当課だけでなく、全市をあげて、市民と協働してこの条例の趣旨の啓発と実現に向けて取組をすすめてほしい。(6件)	多くの方に子ども条例を知っていただき、理解を深めることで、お互いを尊重し合う意識の醸成が図られると考えています。 条例制定後の普及啓発に係る取組については、他自治体の取組やいただいたご意見を参考に検討し、効果的な方法を用いて進めていきたいと考えています。
全文について、「です・ます」表現にして欲しい。 「こと」止め文は絶対にやめて欲しい。少なくとも小学校低学年にわかるような表現とするか、わかりやすい表現の解説版を製作すべきだと思う。(3件)	西東京市子ども子育て審議会では、子どもに対しても読みやすさ、分かりやすさに配慮して、本条例要綱が策定されました。語尾の「～こと」は、条例に盛り込む内容としてすべての項目に記載されていますが、条例文は「こと」を外した文章で、現在検討しています。また、本条例の解説本は普及啓発のためにも作成することを検討しています。
条例要綱第1章3(1)で市の政策遂行責任を明記していることはすばらしいと思う。一方で、5(2)の市による保護者支援が努力義務にとどまっているのは残念である。「必要な支援を行う」と明記していただきたいと思う。(1件)	支援に努めるという表現となっていますが、現在も児童手当等の助成、子育てひろばの実施、地域子育て支援センターの開設、一時保育の実施等の子育て支援を行っており、今後も保護者への支援を継続していきたいと考えております。
(仮称)子ども条例の名称について、正式名は「いまと未来を生きるすべての子ども条例」としてほしい。理由は、第1章 総則 1 目的にある文言がとても素晴らしい、西東京市らしいと思ったからです。(1件)	(仮称)西東京市子ども条例の名称については、西東京市子ども子育て審議会の答申にもあるように「西東京市子ども条例」が包括的でふさわしいと考えています。
子どもようがいいんというのは、どんな人なのか。大人だと、大人になにかいやなことをされたときは大人に話せないから。(1件)	子どもの権利擁護委員は、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益に配慮できる方である必要があるため、人格が優れ、子どもの権利について見識のある方を市長が選びます。常に子どもに寄り添って、子どもの話に耳を傾け、相談してくれた子どもの意見を尊重しながら活動します。

9月1日からひばりヶ丘駅周辺を「路上喫煙・ポイ捨て防止地区」に指定します

路上喫煙は、他人に不快感を与えるだけでなく、やけどを負わせる危険があります。また、たばこの吸い殻やごみのポイ捨ては、まちの美観を損ねます。そのため市では、「まちの美化と安全を推進する事業」として、現在、田無・保谷・西武柳沢・東伏見駅の周辺を「路上喫煙・ポイ捨て防止地区」に指定し、マナーアップキャンペーンなどを行っています。
このたび9月1日からひばりヶ丘駅周辺を、「路上喫煙・ポイ捨て防止地区」に指定することになりました。これで市内全ての駅周辺が防止地区になりました。皆さんのご協力をお願いします。▶ごみ減量推進課 田 042-438-4043

路上喫煙(ポイ捨て)防止キャンペーン

安全で安心に気持ちよく過ごせるきれいなまちづくりに向けて、市内の5駅で年5回マナーアップ周知キャンペーンなどを行っています。



今後のキャンペーンの予定
ひばりヶ丘駅周辺……………10月11日(水)
保谷駅周辺……………11月 8日(水)
田無駅周辺……………平成31年3月14日(水)

防止地区内に限らず、路上喫煙やポイ捨てはやめましょう。
(未成年者の喫煙は禁じられています)
市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。